

図書館カレンダー

6月	14日	休館 (全館)
	15日	休館 (全館)
	16日	火
	17日	水
	18日	木
	19日	金
	20日	特設窓口 (りぶらん)
	21日	休館 (全館)
	22日	休館 (全館)
	23日	火
	24日	水
	25日	木
7月	26日	金
	27日	特設窓口 (りぶらん)
	28日	休館 (全館)
	29日	休館 (全館)
	30日	火 休館 (東)
	1日	水 休館 (りぶらん・表郷・大信)
	2日	木
	3日	金
	4日	土 特設窓口 (りぶらん)
	5日	日 休館 (全館)
	6日	月 休館 (全館)
	7日	火
8日	水	
9日	木	
10日	金	
11日	土 特設窓口 (りぶらん)	
12日	日 休館 (全館)	
13日	月 休館 (全館)	
14日	火	
15日	水	
16日	木	

【各図書館の問い合わせ先／開館時間など】
りぶらん ☎②3250／10:00～18:00
表郷図書館 ☎②4784／10:00～18:00
大信図書館 ☎④3614／10:00～18:00
東図書館 ☎③41130／10:00～18:00

※最新の情報は、図書館にお問い合わせいただくか、ホームページや館内掲示版をご確認ください。



図書館からのお知らせ

【各図書館情報】
 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、当面の間サービスを縮小します。
 ●全館の休館日の変更
 ▷日曜日・月曜日・祝日 全館休館
 ●りぶらんの開館時間の変更
 ▷平日 午前10時～午後6時
 ▷土曜日 特設窓口(予約受け渡し) 午前10時～午後5時
 ▷エントランスの開館 午前10時～午後6時
 ●おはなし会・上映会などのイベントの中止
 ※今後の状況で、サービスを縮小・休館する場合があります。

【地域交流会議室10月～12月分の利用申請を受け付けます】
 ●受付期間 7月2日(木)～11日(土)／午前10時～午後5時15分(休館日の5日(日)・6日(月)を除く)
 ※受付窓口で申請してください(電話などでの予約不可)。
 ※重複した場合は抽選となります(先着順ではありません)。
 ※市の行事などの予定が入っている場合は、利用できません。
 ※受付期間後の申請は、8月6日(木)から随時受け付けます。

今月のテーマ展示

大人向け
花
 ～華やかに彩る～
 梅雨といえば、じめじめした薄暗いイメージを持ちがちですね。今月は、気分を晴れやかにできるように、カラフルな花の本を集めました。さまざまな花を楽しんでみませんか？

子ども向け
体を動かそう！
 6月は雨がが多く、なかなか外で遊べない日もあると思います。そこで、お部屋の中でも体を動かしたり、遊べる本を集めました。お家の中でも楽しいことを見つけよう！

※ホームページでもオススメの本を紹介しています。ぜひご覧ください。

おすすめ新刊

【一般図書】
棋譜並べ上達法
 江戸時代【前編】 大橋 成哉
 一手ずつ解説！碁の感覚がわかる
 盤上で実際に棋譜並べをしながら碁を学ぶシリーズ。
 自分なら次どう打つかを考えながら解説を読むことで、センスが身につきます。本作は「古碁が逆に新鮮」という読者の声に応えた江戸時代編です。

【児童図書】
はじまりは たき火
 火とくらしてきたわたしたち 作 まつむらゆりこ／絵 小林 マキ
 わたしたちの生活になくてはならない「火」。人と火の歴史や、火を使うことで手に入れたものと失ったものを、分かりやすく紹介しています。

小峰城よもやま話 第参話 小峰城の主人

小峰城の城主というと、丹羽長重や松平定信といった、江戸時代の白河藩主が思い浮かぶのではないだろうか。
 しかし南北朝時代に小峰城が築かれてから、約250年間は小峰家が城主でした。今回は小峰家について、最新の研究を踏まえて紹介します。
 小峰城は結城親朝が築き、二男の朝常を城主にしたと伝わります。この朝常の流れが「小峰家」ですが、名字は小峰城の名の由来「小峰が岡」からと考えて良いでしょう。文書にも「小峰」とあるのが確認できます(写真)。そして小峰家は、白河結城家とは分家の関係にありますが、本家に後継者がいない時には養子を出すなど、本家を支える有力な家でした。
 しかし、有力な分家であったために影響力を増し、直接室町幕府と交渉するなど、独自に活動したため両家の対立が深まり、ついに1500年代初め、内紛が起こりました。
 この内紛は従来、小峰家の当主朝常が勢力の拡大を嫌う本家に殺されたと言われてきました。ところが、近年の調査研究から、実際は逆に朝常が対立を制して本家を併合し、新たな「白河結城家」が成立したと考えられる

この結果、白河結城家は一つにまとまりましたが、周辺勢力の侵略を受けることになり、最後の城主義親は、生き残るため伊達政宗に從うことを選択しました。しかし天正18年(1590)豊臣秀吉の奥羽平定で領地を没収されてしまいました。
 最終的に、白河結城家は白河を去り、子孫は仙台藩や秋田藩などの家臣となりましたが、白河をはじめ旧領には数百年にわたる白河結城家の活躍の歴史を伝える文化財が残されています。

ようになりました。
 この結果、白河結城家は一つにまとまりましたが、周辺勢力の侵略を受けることになり、最後の城主義親は、生き残るため伊達政宗に從うことを選択しました。しかし天正18年(1590)豊臣秀吉の奥羽平定で領地を没収されてしまいました。
 最終的に、白河結城家は白河を去り、子孫は仙台藩や秋田藩などの家臣となりましたが、白河をはじめ旧領には数百年にわたる白河結城家の活躍の歴史を伝える文化財が残されています。

▲小峰朝親宛て文書(部分)
 2点とも応永年間(1394~1428)
 (小峰城歴史館所蔵「白河結城家文書」)

小峰七郎殿
 小峰七郎殿
 小峰三河守殿
 小峰三河守殿

親朝(白河結城家)
 朝常(小峰家)
 朝親(朝常の義親)

文化財課 ☎②72310

未来につなぐ **相続登記** Vol.3

登記上の所有者と実際の所有者が異なるケースが数多く存在し、災害復旧の妨げや空き家増加などの問題が社会的関心を集めています。このコーナーでは、相続登記の必要性・重要性を全5回のシリーズでお伝えします。

Q 私が亡くなった後、相続人がスムーズに相続手続きを進める方法はあるですか？

A 遺言書を作成することをおすすめします。遺言書を残さない場合、遺産分割協議で相続割合を変えることができますが、相続人間でトラブルが生じることもあります。そのため、あなたの意思を遺言書として残しておくことで、遺産分割協議をしなくとも、不動産の名義変更などの手続きを簡単に進めることができます。生前に家族の話し合いにより相続人が決まってい

る場合でも、遺言書を作成するメリットがあります。また、遺言書により相続人以外に財産を贈与(遺贈)することができます。ただし、兄弟姉妹以外が相続人となる場合は「遺留分」という最低限相続できる財産の割合があり、これを侵害していると、遺産の取得者が他の相続人から遺留分を取り戻す請求をされることもありますので注意が必要です。

ご不明な点は、お問い合わせください。☎福島県司法書士会 ☎024-534-7502 / 福島地方事務局 ☎024-534-2045